

岩手県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 宮古市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宮古都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（津軽石地区）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 宮古市津軽石第4地割の一部
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年1月31日から平成29年3月31日まで